

## 第7回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月24日(水) 午前9時36分から9時59分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

### 3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	4番	砂坂	浩一郎	5番	小山 幸良
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之藪	堅二郎		

### 農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	向井	克巳	ロ.	中峯	哲義
ハ.	片板	大作	ニ.	雨田	俊孝
ホ.	小脇	尚武			

### 4. 欠席委員

農業委員 3番 久保田 力雄

### 農地利用最適化推進委員(順不同)

ヘ.	崎田	善昭(全員協議会に出席)			
ト.	中園	廣行	チ.	原田	晃生

### 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第7号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告案件 農用地等の利用権の合意解約について

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田	直樹
農地振興係長	戸川	修一郎
農地振興係	中村	陽星

## 7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、欠席の届が出ておりますので報告いたします。  
議席番号3番 久保田力雄委員、農地利用最適化推進委員の 中園廣行推進委員、原田晃生推進委員です。後、崎田善昭推進委員から遅れるとの連絡がございました。
- それでは本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第7回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。  
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号5番 小山幸良委員、6番 寺内秀昭委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和2年度第7号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします、戸川係長。
- 事務局 2ページをお開きください。議案第1号は農用地利用集積計画の承認について、令和3年2月26日を公告日とする農用地利用集積計画 賃借権2件・農地中間管理権5件を定めたいので承認を求めるものです。  
資料は3ページをご覧ください。  
まずは基盤強化法による利用権設定です。期間の始期を令和3年3月1日から令和9年2月28日の6年間を終期とするもので畑●●㎡の1件と期間10年の1件 ●●㎡の計2件となっております。  
それでは4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。  
番号は1番、利用権を設定する者は、福岡市〇〇丁目××番××号 A・77歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B・60歳、経営面積は●●㎡。申請地は〇〇字△△××番、地目は田で面積は●●㎡、賃借料は10アール当り1万円、期間は10年の再設定です。図面は5ページに添付しておりますのでご確認をお願いします。  
4ページに戻りまして2番は、CからDへの利用権設定で〇〇字△△××番 外7筆で△△に5筆、△△に2筆、△△に1筆の面積合計●●㎡です。各筆の明細についてはお目通しをお願いします。なお、図面は6ページに添付しています。賃借料は10アール当り1万円の新規設定です。  
続いて、農地中間管理権による利用権の設定です。資料は7ページをお

開きください。

公告年月日は基盤強化法によるものと同様で令和3年2月26日。期間は令和3年2月28日から令和8年2月27日までの5年間5件で田が4筆・畑が4筆の計8筆です。

8ページをお開き頂き1番は〇〇××番地 E・84歳から農地中間管理機構を通じ右端にある耕作者、Fとの賃借権です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目が田で面積は●●㎡で水稻の作付けを行います。賃借料として米穀〇〇キロ 〇〇円相当で図面は10ページに添付しています。

2番はGを貸し手とし、耕作者は先ほど同様Fです。内容等についてはお目通しをお願いします。図面は11ページと12ページに添付しています。

次に3番ですが、HとIの賃貸借です。土地の所在は〇〇字△△××番と△△××番、畑の2筆です。面積・利用内容等お目通しください。図面は13ページと14ページに添付しています。

続いて4番はJとKとの使用貸借権ですが、こちらはご夫婦というご関係です。5年の再設定です。図面は15ページに添付しています。

5番はJとLの賃借権ですが、土地は〇〇字△△××番××と同じく枝番××の2筆で面積合計は●●㎡、さとうきびと甘藷の作付けを行います。図面は16ページと17ページに添付していますのでお目通しください。なお、賃借料は10アール当り1万円です。その他、記載事項についてはお目通しをお願いします。

賃借権及び農地中間管理権を取得する者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しており、今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、議案第1号の農用地利用集積計画について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：M、譲受人：N 外3件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いいたします、中村主事補。

事務局 17ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求

めるもので、所有権の移転が4件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Nです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び農業開始によるものです。

この件につきましては、18ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は21ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 P。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、19ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は27ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南さつま市〇〇△△××番地 Q。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は32ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は●●㎡。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は37ページから添付しています。

以上4件につきましては、2月10日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、古市委員。

8番委員 M推進委員の息子さんでNさん。皆さんご存知のとおり、昨年3月まで〇〇に勤めておられました。この度新規就農ということで、現在スナックエンドウを作付けし、出荷しております。贈与という事で何ら問題はないものと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長  
9 番委員

整理番号 2 番、中畠委員。

譲受人の P さんは〇〇の方で会社経営をしておられましたが、息子さんに会社経営を譲られたということで、本町の方に住所を移しております。譲渡人の O さんとは同級生でありまして、O さんの奥さんの方が健康上悪いということで、今みかん経営と水稲経営をしております。

この土地にはハウスがございまして、3 年前からメロンの栽培をしておりました。現在空いてましてハウス込みで土地を購入したということです。以上でございます。

議 長  
1 番委員

整理番号 3 番、高田委員。

譲渡人の Q さんについては、数年前に旦那さんを亡くされまして、その後南さつま市〇〇の方に転出されております。今回名義が亡くなられた旦那さんから Q さんに替わったということで、R さんに所有権の変更をしたいということでした。

この土地については数年前から R さんが耕作をしていました。R さんについては、これからも農業を精力的にやれますので、特に問題はないものと考えております。よろしく申し上げます。

議 長  
7 番委員

整理番号 4 番、河野委員。

譲渡人の S さんと譲受人の T さん、もう一方の T さんのお父さんである U さんの 3 名にお会いしまして、内容の確認をしております。

内容は T さんのお父さんの U さんと S さんの方で十数年前に売買をしているということです。

その後、3 条関係の申請もしてなくて現在に至っている訳なんですけれども、当然税金等が S さんに来ている関係もあって、今回は U さんの息子さんである T さんに 3 条申請ということであるようです。

資料には対価はなしとありますが、そういう経緯の内容であります。ということで何ら問題はないものと理解しております。以上です。

議 長  
議 長

説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成のようですので、原案のとおり決定いたします。

議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長  
事 務 局

報告案件に移ります。農用地等の利用権の合意解約について、事務局より説明をお願いいたします。戸川係長。

資料は 42 ページからになります。43 ページをご覧ください。

賃貸借の合意解約ということで、合意解約書が提出されておりますので、

ご報告いたします。

これにつきましては、平成 28 年 9 月 30 日付け公告の利用権設定の一部解約ということでありませう。

44 ページをお開きいただければ、詳細を記載しております。農地法第 18 条第 6 項による通知ということ、貸貸人が南種子町〇〇△△共有代表、△△公民館長でもあります V さん、それから賃借人が南種子町〇〇××番地 W さん、〇〇△△在住です。所在・地番については、〇〇字△△××番、地目は登記・現況ともに畑、面積につきましては●●㎡です。解約日については令和 3 年 1 月 15 日となっております。利用権設定の合意解約ということ、解約する際に共有の方から離作補償金として 2 万円求められて、同日支払いを行っているというような内容であります。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、西田委員。

11 番委員 離作補償金は全体面積で 2 万円ということですか。

議 長 はい、事務局。

事務局 はい。全体の面積である●●㎡について、2 万円です。

議 長 ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですので、報告案件を終わります。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項・報告事項の全てを終了いたします。